

あなたの子育てを応援します！

子育て応援コラム

全ての子供の育ちを応援、支えることを目的とする「こども誰でも通園制度(仮称)」の令和8年度本格実施に向け、7月1日から試行的事業を開始しました。



こども誰でも通園制度試行的事業

こども誰でも通園制度(仮称)とは

保護者の就労要件を問わず時間単位で保育所などを利用できる制度です。

利用要件

以下の全てに該当する子供

- ・浜松市内に在住している
- ・生後6カ月から満3歳未満である
- ・認定こども園、認可保育所、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業に通っていない
- ・次のいずれかに該当する世帯である
 - (ア)ひとり親世帯
 - (イ)妊婦の世帯
 - (ウ)生後6カ月から満3歳未満の多胎児のいる世帯
 - (エ)子供の発達に不安を感じている世帯
 - (オ)子育てや育児に不安を感じている世帯



利用時間・利用可能枠

●利用は1日1回、2時間まで。月の上限は5回(10時間)

●利用可能枠

- ① 9:00~11:00、② 11:00~13:00
- ③ 13:00~15:00、④ 15:00~17:00

※各施設で①~④における定員、受け入れ年齢を設定し受け入れを行います

利用料金

●1回あたり600円

※食事の提供や制作活動の実施などにより、昼食費や材料実費の徴収がある場合があります

※市民税非課税世帯などは申請により利用料免除が受けられます

《利用の流れ》

利用認定申請をする

事前に幼保支援課へ利用認定の申請(オンライン)を行います

利用認定申請



HP▶

認定証を受け取る

申請から1週間程度で認定証が郵送されます

利用予約をする

認定証を受け取った後、利用を希望する施設へ電話などで申し込みをします

実施施設一覧



HP▶

※定員に達しているなどの理由で受け入れができない場合があります。利用したい日や時間が決まっている場合は、早めに施設へ連絡しておきましょう

問合せ:幼保支援課 ☎457-2827